

船舶事故調査報告書

令和2年11月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和2年3月23日 09時30分ごろ
発生場所	不明（石川県珠洲市見附島南方沖）
事故の概要	漁船第5宝進丸は、わかめの採捕中、船長が落水して溺死した。 第5宝進丸は、船外機に濡損を生じた。
事故調査の経過	令和2年3月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第5宝進丸、0.2トン IK3-22043（漁船登録番号）、個人所有 3.29m（Lr）×1.25m×0.53m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（漁船原簿謄本による）、平成14年2月5日
乗組員等に関する情報	船長 男性 80歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月16日 免許証交付日 平成30年8月28日 （令和5年8月27日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北～北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時、水温 約12℃ 日出時刻：05時50分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、令和2年3月23日珠洲市宝立地区の係留地を出航した。 本船は、見附島南西方沖の水深約50cmの海域に水船状態となって漂着し、その近辺に海面に人が浮いているのを地元住民に発見され、10時10分ごろ110番通報が行われた。 船長は、10時25分ごろ、うつ伏せ状態で海面に浮いているところを来援した救急隊員によって救助されたが、その場で死亡が確認され、医師による検案の結果、死因が溺水による短時間での窒息死、死亡推定

	<p>時刻が09時30分ごろとされた。</p> <p>本船は、付近の砂浜に引き上げられ、後日、廃船処理された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船(本事故後、砂浜に引き上げられた状態) 参照)</p>
その他の事項	<p>本船は、発見時、船外機は燃料油供給用のコックが閉められた状態でチルトアップされており、船内のクーラーボックスの中にたこが入れられていたほか、甲板になまこが置かれていた。</p> <p>本船は、船体に他船との衝突痕や浸水を生じるような損傷はなく、また、プロペラ翼にロープ等の絡まりはなかった。</p> <p>本船が漂着していた海域付近の海岸には、本船の箱眼鏡、鎌等が漂着していた。</p> <p>船長は、ふだん、04時～06時ごろ起床し、天候が悪くなければ出漁して見附島周辺で操業を行い、明け方にたこ籠のたこを漁獲した後、09時～10時ごろまでわかめを採捕し、その間になまこを見つければなまこを採捕していた。</p> <p>船長の親族は、本事故発生前、船長から、ふだん、わかめの採捕を行う際は、ごく浅い海域において船外機を停止した状態で操業し、箱眼鏡で海中を覗きながら鎌でわかめを刈り取っていると聞いた。</p> <p>別の地元住民は、09時00分ごろ見附島南方沖にいる船とその船上で作業を行う人影を見た。</p> <p>本船以外の漁船は、本事故当時、見附島南方沖で操業を行っていなかった。</p> <p>見附島南方沖には、海岸線に沿って複数的人工リーフが敷設されており、同リーフにはわかめが生育していた。</p> <p>船長の親族は、地元住民が09時00分ごろ見附島南方沖に見た船舶が本船である可能性が高く、船長が、箱眼鏡で海中を覗きながら鎌でわかめを刈り取ろうとしていた際、舷外に身体を乗り出し過ぎ、バランスを崩して海中に転落したのかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本事故当時、ネックウォーマー、ヤッケ、胴長、手動膨張タイプのベルト式救命胴衣を着用していたが、発見時、救命胴衣が膨張していなかった。</p> <p>船長が着用していた救命胴衣は、救命胴衣に内蔵されたガスボンベ全体が錆びて固着し、救命胴衣から取り外すことができなかつたので、ガスボンベの作動状況を確認することができなかつた。</p> <p>船長は、携帯電話を自宅に置いていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	不明 不明 不明 船長の死因は、溺水による短時間での窒息死であった。

	<p>本船は、ふだん、船長が見附島周辺で09時～10時ごろまでわかめを採捕していたこと、09時00分ごろ地元住民が見附島南方沖に本船とみられる船舶及びその船上に作業を行う人影を見たこと、及び医師の検案の結果、船長の死亡推定時刻が09時30分ごろとされたことから、わかめの採捕中、09時00分ごろ～09時30分ごろの間において、船長が落水したものと推定される。</p> <p>船長は、ふだん、船外機を停止し、箱眼鏡で海中を覗きながら鎌でわかめを刈り取っていたこと、本船発見時、船外機が燃料油供給用のコックが閉められた状態でチルトアップされていたこと、及び本船が水船状態で漂着していた海域付近の海岸に本船の箱眼鏡や鎌が漂着していたことから、箱眼鏡で海中を覗きながら鎌でわかめを刈り取ろうとしていた際、バランスを崩して海中に転落した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、それらの状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、見附島南方沖においてわかめの採捕中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箱眼鏡で海中を覗きながら水産動植物を採捕する際は、船上でバランスを崩すと落水するおそれがあるので、身体を舷外に乗り出し過ぎたりしないよう十分に注意すること。 ・救命胴衣は定期的に点検及び保守を実施すること。 ・乗船中は、防水パックに入れた携帯電話を常に身に付け、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

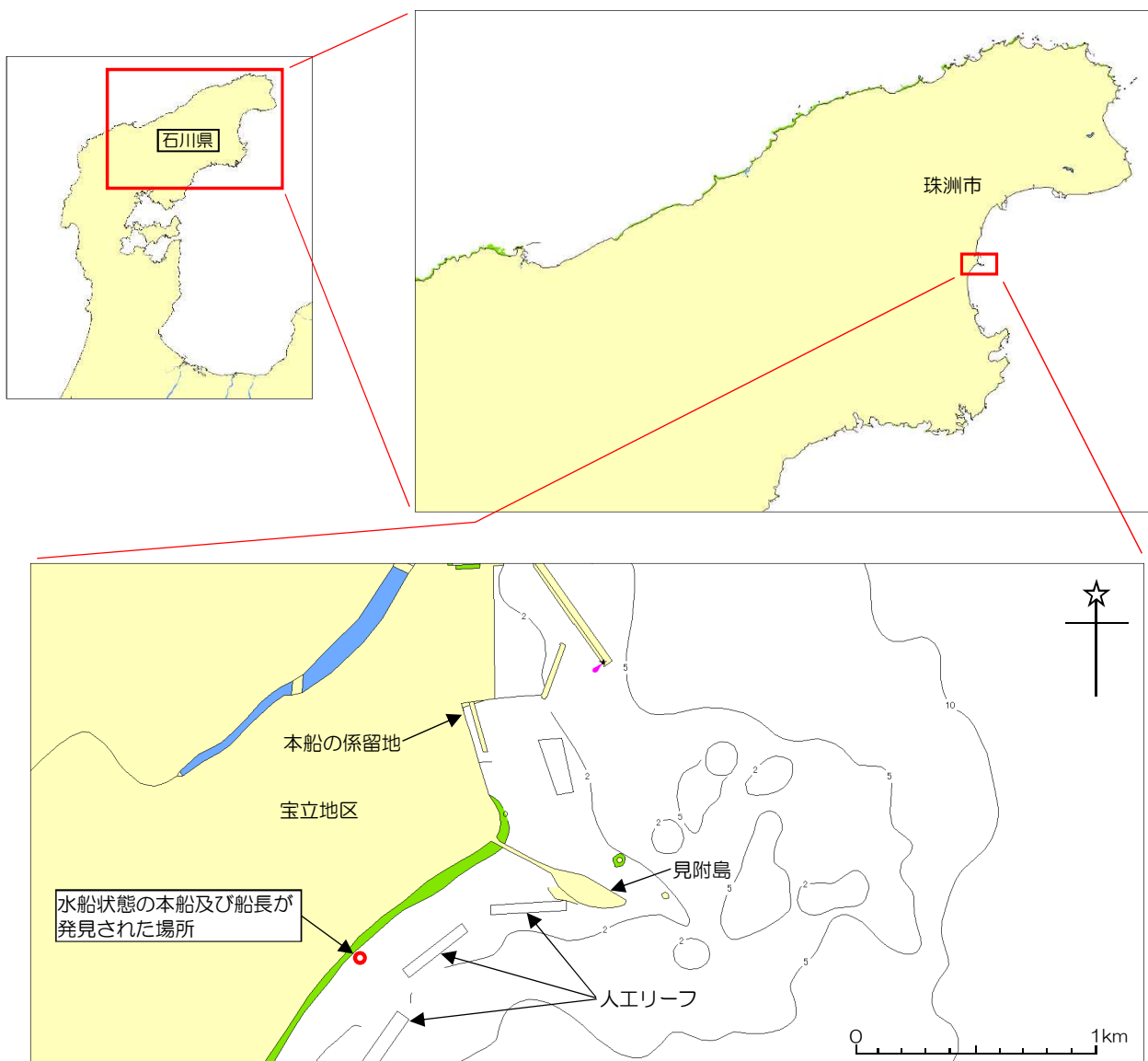


写真1 本船（本事故後、砂浜に引き上げられた状態）

かんぬきは本船を引き上げる際に折損したもの

